

平成 27 年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）

1 国民健康保険事業運営の現状

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の役割を担っており、地域住民の健康の保持増進を図り、社会の安定と発展に大きく貢献してきた。今後さらに進展していく高齢化社会において、その役割は、一層重要性を増すものと考えられるが、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者の割合が非常に高く、その財政基盤は極めて脆弱であり、各保険者は、厳しい事業運営を強いられている。平成 30 年度から国民健康保険の財政運営責任を都道府県が負うこととされ、国からの財政支援の拡充も決定されたが、依然、国民健康保険を取り巻く厳しい環境は継続すると考えられ、より効率的・効果的な事業運営が求められる。

2 平成 27 年度の運営について

平成 27 年度の国民健康保険事業運営にあたっては、次に掲げる項目に重点を置いて取り組むものとする。

- (1) 収納率向上対策の推進
- (2) 賦課・資格適正化対策の推進
- (3) 医療費適正化対策の推進
- (4) 広報啓発の推進
- (5) 保健事業の推進

(1) 収納率向上対策の推進

平成 27 年度収納対策基本方針に従い、徴収対策室を中心として、①明確な役割分担の確立、②「仙台市国民健康保険料収納率向上に向けた積極行動戦略 9 1 8 1」を基にした収納対策の実施、③福祉系債権との共同徴収、の 3 点を基本方針とした滞納整理を進め、現年度収納率 90.5%、総括収納率 80.0%以上を目指す。

① 明確な役割分担の確立

業務計画（年間計画）に基づく滞納整理を進めることとし、民間（催告センター）と非常勤職員、正職員に明確な役割分担を確立して滞納整理事務に取り組む。

② 「仙台市国民健康保険料収納率向上に向けた積極行動戦略 9 1 8 1」を基にした収納対策の実施

収納対策のために平成 27 年 3 月に策定した「仙台市国民健康保険料収納率向上に向けた積極行動戦略 9 1 8 1」に基づき、滞納の未然防止と初期滞納世帯対策、適正な分割納付及び滞納処分の強化等に取り組む。

③ 福祉系債権との共同徴収

国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料の徴収・収納業務の徴収対策室への集約を検討し，これらの重複滞納者の滞納整理，財産調査情報の共有など，事務の効率化を図りながら専門性を生かした体制の構築を目指していく。

（２）賦課・資格適正化対策の推進

① 適正賦課（所得把握）の推進

所得未申告世帯に対し，文書等により税の申告や国保独自の簡易申告書の提出を求めて，所得の把握に努める。特に，低所得者世帯に対しては，保険料の法定軽減（※）や減免を適用して適正な保険料とし，保険料の納付につなげていく。

※法定軽減額の 3/4 は県負担，1/4 は市費負担（地方交付税措置）となるため，法定軽減の適用は，被保険者だけでなく保険者にとっても財政運営上メリットがある。

② 資格の適正化推進

就職等により既に他の医療保険に加入しているにもかかわらず国民健康保険の資格喪失の届出をしていない被保険者を調査し，届出の勧奨や職権による喪失処理を行い，資格の適正化を図る。

（３）医療費適正化対策の推進

保険給付費支払いの際のレセプト点検を充実するため，宮城県，国保連合会等の関係機関の支援を受け，レセプト点検員の専門的，技術的知識の向上を目的とした研修を実施する。また，後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知や医療費通知を行い，医療費適正化の必要性を広く被保険者に周知する。

（４）広報啓発の推進

制度概要を掲載したパンフレット「仙台市国民健康保険制度加入の皆様へ」を窓口に着置し，いつでも交付できるようにするほか，保険料の納入通知書や更新時の保険証を送付する際にリーフレット等を同封して，広報を行う。

また、市政だより、バス、地下鉄等の広告媒体を活用しながら積極的に制度啓発に努めるとともに、随時仙台市ホームページの掲載内容を更新し、リアルタイムな情報提供に努める。

(5) 保健事業の推進

① 特定健診・特定保健指導の充実

平成 25 年度からの第 2 期実施計画（～平成 29 年度）に基づき、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させ、中長期的医療費の適正化を目指す特定健診・特定保健指導の受診率・実施率向上を図るため、文書や電話による健診未受診者への受診勧奨や積極的支援対象者へ保健指導利用勧奨を行っていく。

② 重症化予防の推進

特定健診の結果、要医療と判定されながら未治療の被保険者に対して、文書や電話により医療機関への受診を勧奨する。また、各種がん検診受診者に対する本人負担額の一部助成もおこない、早期発見・早期治療による重症化予防を進めていく。

③ データヘルス計画の策定

健診・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を平成 27 年度中に策定する。

3 医療保険制度改革への対応

市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を、早期に実現すべきであり、一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、国庫負担率の引き上げを含めた財政支援措置を行うよう、他の政令指令都市等とともに要望を行うなど、適切に対応していく。

また、本年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営責任を都道府県が負い、市町村とともに保険者とされる等の医療保険制度改革が行われることとなったが、国保制度の構造問題が解決され円滑に移行できるよう、併せて国に要望していく。